住宅宿泊事業法第6条の国土交通省令で定める措置について報告します。 以下に記載の事項は、事実に相違ありません。

横浜市長

商号又は名称 届出者

> 氏 名

(法人である場合においては、代表者の氏名)

電話番号

ファクシミリ番号

届		住宅	の種類について	規模等について	A-1	A-2	B-1	B-2	
条出 件住 の	A)	一戸	i建て住宅、長屋	1)家主同居 ※1 で宿泊室の床面積の合計が50㎡以下 2)上記以外					
	B))共同	目住宅、寄宿舎	1)家主同居 ※1 で宿泊室の床面積の合計が50㎡以下 2)上記以外					
	住宅	の条	件等に応じて、下記の)安全確保の措置(①~①)をチェックの上、様式②の追加B	図面を	提出し	してくけ	<u> </u>	
<u>い。</u> (様式①②の丸囲み数字(③⑤⑥⑧⑨⑫⑭⑯⑪)は対応関係にあります)									
	非常用照明器具(告示第一)…対象となる部分ごとに①をチェック								
	Ī	_ JIL適合マークのある非常用照明器具が設置されている							
安全確保の措置(平成29年国土交通省告示第1109号)		1	JIL週日マークのある	非吊用照明奋共が改直されている			/		
			対象となる部分:				/		
	防	火の区画等(告示第二第一号)…②③のいずれかにチェック							
		_		数の宿泊室に宿泊しない					
			複数のグループが複 が設置されている	数の宿泊室に宿泊する場合、防火の区画又は警報設備等		□ ※2		□ ※2	
	その他の安全措置(告示第二第二号)…イロハニホのすべてを確認								
		イ…	456のいずれかけ	こチェック					
		4	2階以上の各階におけ	ける宿泊室の床面積の合計が100㎡以下					
		(床、はり、屋根又は階段)が準耐火構造であるか、又は不				$\overline{}$	
		⑤	燃材料で道られている 200㎡以下	る場合で2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が	×2	<u>×2</u>			
		6	④⑤以外の場合で、 設けている	当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を	□ ※2	□ ※2			
		п	789のいずれかり	こチェック					
		7	宿泊者使用部分の床	面積の合計が200㎡未満					
		8		出住宅が耐火建築物、準耐火建築物等である	□ ※2	□ ※2			
		9		伯者使用部分の居室及び当該居室から地上に通ずる部分 築基準法施行令第128条の5第1項に規定されているとおり	□ ※2	□ ※2			
		/ \	v…対象階ごとに⑩⑪⑫のいずれかにチェック						
		10	各階における宿泊者(100㎡)以下(対象階:	使用部分の床面積の合計が200m(地下の階にあっては)					
		11)	⑩以外の場合で、3室	E以下の専用の廊下である(対象階:)					
		12		の廊下(3室以下の専用のものを除く。)の幅が、両側に居 ては1.6m以上、その他の廊下にあっては1.2m以上である	□ ※2	□ ※2			
		ニ…③④のいずれかにチェック							
		13	2階における宿泊者係	吏用部分の床面積の合計が300㎡未満					
		14)	⑬以外の場合で、届日	出住宅が準耐火建築物である	□ ※2	□ ※2			
		ホ…	151617にいずれかり	こチェック					
		15)	宿泊者使用部分が3	階以上の階に設けられていない					
		16		満で宿泊者使用部分が3階に設けられている場合で、警報 かと竪穴部分以外の部分とを間仕切り壁等で区画している	□ ※2	□ ※2			
		17)	1516以外の場合で、原	国出住宅が耐火建築物である 国出住宅が耐火建築物である	□ **2				

^{※1} 届出住宅に家主が居住しており、不在(法第11条第1項第2号の一時的なものは除く。)とならない場合 ※2 様式②による追加図面及び明示すべき事項の検討が必要になります。